

平成 26 年 2 月 20 日、脳神経外科に精通した医師が講師を務める、株式会社損害保険リサーチ主催の「脳脊髄液減少症の謎を解く」という医療講演会に参加して参りました。

脳脊髄液減少症の第一人者である篠永医師によると、脳脊髄液圧減少症とは、脳脊髄液腔から脳脊髄液が持続的ないし断続的に漏出することによって脳脊髄液が減少し、頭痛、頸部痛、めまい、耳鳴り、視機能障害、倦怠などさまざまな症状を呈する疾患であると定義されています（脳脊髄液減少症ガイドライン 2007）。脳脊髄液圧減少症という名前に聞き覚えのない方もいるかとは思いますが、一昔前は交通事故の被害者をはじめとしてこの診断名が流行し、マスコミが大きく取り上げたことによって社会的に知られるようになった診断名でもあります。

この度の医療講演会の主題は、神学論争になぞり「脳脊髄液減少症は存在するのか、しないか」という観点から脳脊髄液減少症の問題点を浮き彫りにするというものでした。

本公演において特に印象に残ったのが「医師に対する戒め」と「法律家に対する戒め」の双方からこの脳脊髄液減少症を講演していた点です。

医師に対する戒めとしては、医師が安易に「脳脊髄液圧減少症」と診断することの弊害を指摘されていました。脳医療の分野に精通したベテランの医師であっても画像診断によって脳脊髄液が漏れているのか否かの判断は極めて難しいそうです。それにもかかわらず、脳脊髄液減少症を肯定し啓蒙する医師が容易に脳脊髄液減少症の診断をする傾向があることを危惧していました。「医師が脳脊髄液減少症と診断することによって患者の脳脊髄液減少症がはじまる」という講師の言葉が印象的でした。

また、法律家に対する戒めとして、最高裁判所が厳密な科学的証明を放棄し、裁判官の経験則というブラックボックスの中で加害行為と脳脊髄液減少症の間の因果関係を判断している点を挙げていました。確かに、判決の中には、諸般の事情を総合考慮して因果関係の結論を導いているものもあり、詳細な事実認定をしていないように見える判決文も散見されます。しかし、代理人弁護士らは自らの主張を貫くため医療に関する医学的知見等の主張立証を尽くして訴訟行為をしているのであって、裁判所がこれを一切考慮せずに判断を下しているとはまでは考えにくいのではないかというのが正直な感想です。

以上のとおり、この度の講演会を通じ、脳脊髄液減少症について脳神経外科の専門医の見解と司法への意見を聞くという貴重な機会を得ることができました。依頼者の方々の最善の解決方法を模索するうえで更なる一助になるものと深く確信しております。

法律の領域と医療の領域は接することがない分野であると思う方もいらっしゃると思います。しかし、東京地方裁判所では医療集中部という専門の部が存在するほど、法律の領域と医療の領域の重なり合いは深いのが現実です。

今後も、依頼者の方々に最新かつ最善のリーガルサービスを提供できるよう、他分野にわたる研鑽も積んで参る所存でございます。

以上